

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

2 現場協議協定の改訂交渉と権利闘争

現場協議協定の改訂

八二年七月一九日、国鉄当局は組合側にたいし「現場協議協約」の改定案を提示し、一一月三〇日までに合意に達しない時には協約を締結しないという提案をした。改訂案の内容は、(1)協議の対象範囲は労働協約、就業規則、規程、達、通達等に定められていない当該現場固有の日常の労働条件にかんして生じた団体的紛争の事後処理等に限定する、(2)協議中といえども施策の実施を妨げない、(3)開催は月一回で臨時開催を認めず、一回の協議時間は二時間以内とする、(4)上級委員会を設置し、現場労使が対立した問題は上移する、というようなものであつた。

鉄労は、国鉄当局のかかる改訂提案にたいし、ヤミ手当、ヤミ慣行など職場規律の乱れの温床の一つが現場協議制度であり改訂提案は当然という。「しかしながら、現行協定であっても当局がその運用を誤まらなければ十分に機能したのであり、「正しく運営してきた私たちの『職場委員会』を他集団のそれと同列視することは、はなはだ迷惑である」と主張した。だが、鉄労は、(1)現協の運用の乱れこそ職場規律荒廃の元凶であり、その元凶をなくすことが緊急課題である、(2)無協約状態は得策でない、(3)「鉄労との単独妥結も辞さないとする当局の態度は、従来の労使関係を改善しようとするものとして評価できる」(鉄労第一六回大会運動方針案)という判断にもとづいて、新協定を締結した。

動労は、現協改訂提案を「従来の協定を改悪ないしは破棄することによって、職場闘争を圧殺する意図をもってこの攻撃をかけてきました」という評価を下しつつ、交渉によって「『すべてを業務命令で対応する』という当局の意図を、『議事録確認』を結ぶことによって骨ぬきにしてきたこと、さらにこんにちの情勢のもとではこれ以上の前進はないと判断し」(動労第三九回大会運動方針案)協定を締結した。

鉄労、動労、全施労の三組合は、国鉄当局のいう締結期限である一一月三〇日に当局案を受け入れて、現場協議協定を締結した。だが、国労、全動労は「職場の交渉権を否定する当局の改訂案はのめない」と主張し、国鉄側は「改訂案をのまなければ再締結しない」との立場を貫いたため交渉は決裂した。こうして、一九六八年に国労との間で初めて締結された現場協議協定は、八二年一月一日よりなくなり、国労、全動労は無協約状態となった。

国労の労働慣行を守る闘争

国労は、国鉄キャンペーンによってマスコミの総攻撃にさらされたとき、四組合共闘を結成し、職場慣行などについて「正すべきは正す」と述べていた。だが、八二年七月二九日から国労第四四回大会の議論を経た書記長集約では、「職場のたたかいでかちとったものは守るのが原則だ。……現

状では守るべきものまで奪われているので、新たな観点に立った職場闘争を組み立て、現協協定を守るたたかいから再出発して反撃し、既得権の剥奪、慣行・権利の剥奪と対決してたたかわなければならぬ」とされた。

こうした新方針にもとづいて現協協定の交渉にのぞんだだけでなく、戦前からの慣行である時間内入浴に対する規制攻撃への闘争を開始した。大会で設置が決定された中央闘争委員会は、九月二日の委員会で情勢分析し「最近起きている職制による横断幕の一方的撤去、リボン・ワッペンにたいする過度の干渉、カベ新聞の撤去など日常の組合活動に対する介入や入浴時間問題に見られる専制的な労務管理が増大している」との事実を指摘した。

洗身問題にたいする闘争指示は八二年九月二二日に出たが、「時間内入浴禁止の業務命令は拒否し、「時間外の抗議交渉」を全国的に展開せよという内容である。この指令を受けて、全国各地で入浴規制反対闘争が繰り広げられたが、門司、東京などでは現場での激しい攻防が展開された。なかでも門司では、一二月初めに管内の日勤職場で「勤務時間内入浴禁止」と書いた文書を風呂場に掲示し、管理者を風呂場前に配置して風呂場を利用する労働者の監視態勢をとった。これにたいし門司地本は、慣行を守るたたかいとして時間内入浴をつづけた。こうした入浴規制に反対して入浴した労働者にたいし、当局は八三年一月二〇日の賃金支給日から賃金カットを実施した。また、東京でも二月から東鉄三局内の運転職場で時間内入浴禁止を通告し、以後入浴者の現認体制をとるだけでなく、風呂場にカギをかけるなどして、国労分会と現場当局の間でトラブルがつづいた。門司、東京地本の洗身闘争に対する賃金カットは延べ人数で五一九〇人、金額にして約一五〇〇万円であった。国労は時間内入浴の制度化を求めて交渉をつづけたが、実現できなかった。なお、門司、東京などの職場では、動労の一部組合員が当局と一緒に入浴の現認をするという行動をとったため、国労と動労との間の亀裂はますます大きくなった。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---